

勤發第二五七三號

昭和十九年十二月十四日

厚生省 勤勞局長  
軍需省 總動員局長

廳 府 縣長官  
軍需監理部長  
地方鑛山局長  
殿

華人勞務者賃金基準に關スル件通牒

内地に移入せられ玉場、鑛山其の他の事業場に於て就業する華人勞務者に對し支給する賃金に關しては華人勞務者の能率に應じ概ね本邦に於ける賃金基準に依ることとし之が支給に當りては別紙華人勞務者賃金基準に依り事業主をして賃金規則を作成せしめて之に依らしめ賃金統制令に依る公定賃金、賃金總額制限、協定賃

414

金總領は之を適用せざるの取扱と致度指導上萬遺憾なきを期せられ  
度  
尚本件に關しては關係官廳及團體と打合濟に付爲念

華人勞務者賃金基準

A  
第一一般作業の場合——荷役作業を除く一切の作業

(石炭山、金屬山、造船、土木建築業等)

一 所定就業時間

内地人勞務者に準じ所定就業時間(休憩時間を含む)を定むること

二 賃金計算期間及支拂の時期

華人勞務者の慣習に依り賃金計算期間及賃金支拂の時期を定むること

三 華人勞務者に對する賃金算定方法は華人勞務者の慣習及特性を考慮し團體出來高拂制に依るを原則すること、但し未経験勞務者に對しては訓練期間中にして作業に就かざる場合に限り一律に日給

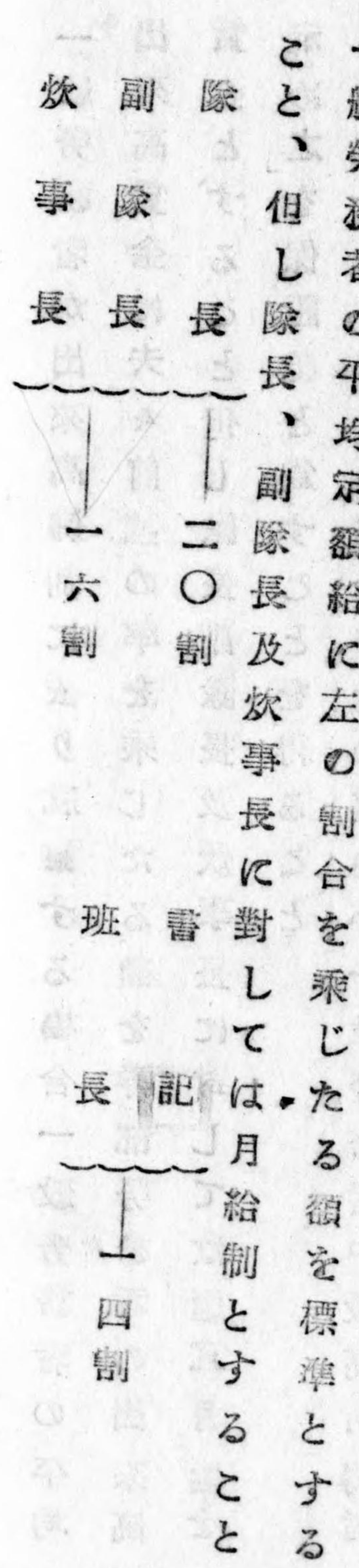
二 圓及食事（食事の給與を爲さざるときは食事に必要なる實費）を給與することとし其の以外の給與は爲さざること

四 出來高賃金制

出來高拂制に依る場合の單價は内地人勞務者に對する單價（内地人勞務者が定額制に依り賃金の支拂を受くる作業に對しては内地人勞務者の平均賃金を基準として單價を算定すること）に依り團體出來高拂制に於ける個人分配方法は歩建制に依ることを得ること

五 隊長其他幹部勞務者の賃金は左に依ること

（一）一般華人勞務者が定額制に依り従業する場合



七、(四) 一般勞務者が出來高拂制に依り就業する場合一般勞務者の平均出來高賃金に夫々前號の率を乗じたる額を幹部勞務者の出來高賃金とすること但し隊長副隊長及炊事長に對しては適宜月給を定め之を保證給と爲すことを得ること

八、(イ) 前二號に依る場合幹部勞務者の賃金が一般勞務者中最高所得者の賃金と差違少きときは適宜幹部勞務者の賃金を増額することを得ること

六、手 當

(イ) 訓練期間經過後勞務者に對し左の手當を内地人勞務者に對する率又は額に依り支給すること、但し出來高拂制に依る場合の手當額は平均日收に内地人勞務者に於ける平均日收に對する之等手當の率を乗じたる額を基準とし定めたる一定額に依ること

早出殘業歩増

夜 勤 歩 増

二 特 種 作 業 手 當

精勤手當

（四）事業主の事情に依り右以外の手當を支給することを得ること

（イ）祭日手當（舊正月の三日間、端午節並に仲秋節、當日）は左記

基準により必ず支給すること

舊正月元日

三圓

舊正月三日

三圓

端午節

一圓

正月二日

二圓

仲秋節

一圓

尙上記の祭日には内地人勞務者に一年を通じて支給される賞與程度の額を舊正月、端午節及仲秋節に分割し賞與として支給すること

（ロ）勞務者自己の都合に依らずして休業したる場合は平均日收の六割程度（一日三圓程度）の一定額に依ることを得一の不就業手當

を支給すること

（ハ）勞務者傷病に因り就業せざりしときは左記基準に依り傷病手當

を支給すること

公傷病

一日に付平均日收の六割程度（一日三圓程度の一定額に依ることを得）

私傷病

食事の給與（食事の給與を爲さざるときは食事に必要なる實費の支給）を爲すこと

七 食費の徴收

食費を徴收する場合は内地人勞務者の例に倣ひ徴收すること

八 實物給與

被服、作業用品は内地人に準じ支給すること

九 賃金の支拂

賃金は一定額（一般勞務者に付ては一月一〇圓程度とし幹部勞務者に付ては適宜定むること）を所定の賃金支拂日に本人に支拂ひ残額（食費を徴收する場合は其の額を控除したる残額）は之を各人名義の郵便貯金とすること

備考 一右基準に依り作成したる賃金規則は之を地方長官及

監査官廳に届出ること

ニ事業主は華人勞務者に付個人別賃金支拂額を明にする爲内地人勞務者に準じ賃金臺帳を作成し事業場に備へ置くこと

## B 第二荷役作業の場合

### 一 所定就業時間

内地人勞務者に準じ所定就業時間（休憩時間を含む）を定むること

### ニ 賃金計算期間及支拂の時期

華人勞務者の慣習に依り賃金計算期間及賃金支拂の時期を定むること

### ニ 荷役作業に於ける賃金算定方法は出來高拂制に依ること但し未經

験勞務者に對して訓練期間中にして作業に就かざる場合に限り一律に日給二圓及食事（食事の給與を爲さざる時は食事に必要なる



實費」とを給與することとし其の以外の給與は爲さざること  
四 出來高賃金制  
貨物種類別に定めたる單價（内地人勞務者に對する單價を基準とする）に出來高を乗じたる額を各勞務者の歩建に依り按分し別途賃金總額の一割五分程度を王頭副王頭先生大師夫を給與として支給すること但し之に依り難き場合は第一一般作業の場合に準じること

五 夜間作業に對しては内地人に準じ單價二割増を附すること  
六 手當

七 班長（船内荷役に在りては甲板部華工を含む）等作業監督者に對しては其の就業一日に付五十錢乃至一圓の手當を支給すること但し徹夜作業は之を一日と看做すこと

八 回待機及雜作業に對しては内地人に準じ手當を支給すること之は一括し四の出來高賃金總額に含ましむること

(一) 一ヶ班の作業日数が一ヶ月二十日に満たざる場合（徹夜は二日に計算）は其の不足日數に對し一人一日左の割合の不就業手當に支給すること但し此場合に於ける支給人員は其の班當該月に於る一日平均出勤人員とすること此の手當は一括し四の出來高賃金總額に含ましむること 二圓乃至三圓  
 (二) 特殊作業手當

内地人勞務者に準じ支給すること此の手當は四の出來高賃金總額に含ましむること

(三) 祭日手當（舊正月の三日間端午節並に仲秋節當日）は左記基準に依り必ず支給すること

舊正月元日	三圓	舊正月三日	三圓
" 二日	二圓	端午節	一圓
		仲秋節	一圓

尙上記の祭日には内地人勞務者に一年を通じて支給された賞與

程度の額を舊正月端午節及仲秋節に分割し賞與として支給すること

（）勞務者傷病に依り就業せざりしときは左記基準に依り傷病手當を支給す

公傷病 一日に付平均日收の六割程度一日三圓程度の一定額に依ることを得

私傷病 食事の給與（食事の給與を爲さざるときは食事に必要なる實費の支給）を爲すこと

七 食費の徴收

食費を徴收する場合は内地人勞務者の例に倣ひ徴收すること

八 實物給與

被服、作業用品は内地人に準じ支給すること

九 賃金の支拂

賃金は一定額（一般勞務者に付ては一月一〇圓程度とし幹部勞務者に付ては適宜定むること）を所定の賃金支拂日に本人に支拂ひ

414

残額（食費を徴収する場合に其の額を控除したる残額）は之を各人名義の郵便貯金とすること

備考

(1) 右基準に依り作成したる賃金規則は之を地方長官及監督官廳に届出すこと

(2) 事業主は華人勞務者に付個人別賃金支拂額を明かにする爲内地人勞務者に準じ賃金臺帳を作成し事業場に備へ置くこと

註、本基準に依る賃金計算は原則として昭和十九年四月一日に遡り實施すること

華人勞務者災害扶助規程

A 一 勞務者就勞期間中に死亡したるときは葬祭費用の外左記弔慰金を  
 事業主に於て家族に支給すること

(1) 公傷病死

隊長、副隊長

七〇〇圓

書記、班長

六〇〇圓

炊事長

七〇〇圓

一般勞務者

五〇〇圓

(2) 私傷病死

公傷病死の場合の半額とす

B

二 勞務者就勞期間中に負傷し又は疾病に罹りたるときは其の治療に

要する費用は事業主に於て負擔すること

三 勞務者就勞期間中に於て公傷病に依り身体精神に障害を生じたる

ときは左記程度を慰籍料として事業主に於て支給すること

(1) 勞働に稍支障を來す程度のもの

隊長、副隊長

一七〇圓

炊事長	一七〇圓	
書記、班長	一五〇圓	
一般勞務者	一〇〇圓	
(四) 強度の労働に堪へざるもの		
隊長、副隊長	五〇〇圓	書記、班長
		四〇〇圓
炊事長	五〇〇圓	一般勞務者
		三〇〇圓
(三) 全く労働能力を失ひたるもの		
隊長、副隊長	七〇〇圓	書記、班長
		五〇〇圓
炊事長	七〇〇圓	一般勞務者
		四〇〇圓
但し公私傷病の區別及障害の程度の認定につき協議整はざるとき		
は官の裁定に依ること		
附記 一 乗船後就勞地到着迄の間に於ける不可抗力の事故に對して		
は公傷病死に準じ取扱ひ其の他の事由に因る死亡に對して		
は左の弔慰金を支給すること		

444

隊長、副隊長、炊事長	二五〇圓	書記、班長	二〇〇圓
一般勞務者	一五〇圓		

ニ到着當初より傷病其他之に準ずる場合に於て就勞の見込みなく送還するときは見舞金として二〇〇圓を支給すること

註、本規程は昭和十九年四月一日に遡り實施すること

118

XII

一  
二  
華王取扱に關する件



二〇仙動新第五三號  
昭和二十年八月十一日

鑛山統制會東北支部

花岡 鑛山 御中

華工取扱に關する件

拜啓 陳者標記の件に關し昭和二十年六月二十五日別紙の通り關係各省次官申合せ決定仕候間右御諒承の上慎重御處理相成度尙期間延長發表時期並に之が事情御説明宜撫方法等に付ては後日御連絡申上可候に付左様御含置被下度此段御通知申上候  
追而本件は極秘扱に付爲念

130

Original term of labor to be  
extended one year in order  
to strengthen the power of  
Japan - 25 June 1945

華工取扱に關する件

(昭和二十年六月二十五日)  
關係各省次官申會

就勞期間滿了華工の取扱に關する件

就勞期間滿了華工は契約の正文に従ひ當然支那に送還すべきもの  
なる處戰力増強上の國家的要請並に現下の輸送狀況等を勘案し原  
契約を更改し差富り一ヶ年期間を延長するものとす但し華工の勤  
惰を防止すると共に其の勤勞意慾を増進する爲爾後の待遇に關し  
ては概ね別紙一に依り特段の配意を爲すものとす

華工の配置轉換に關する件

華工の配置轉換は從來使用者側の都合に依りて殆んど之を爲し來  
れる處其の間諸種の不都合生ずるの虞あるのみならず場合に依り  
ては積極的に配置替を爲さしむる必要も有之るを以て別紙二の要  
領に依り關係各省よりなる簡素なる連絡會議を設け華工配置轉換  
は凡て右連絡會議に附するものとす

就勞期間滿了華工の取扱に關する件

一 就勞期間延長に關し北京大使館事務所を通し華北政務委員會に對し諒解を求め併而期間一ヶ年延長の手續を講ずること

二 華北側に於ては華人勞務者の殘留家族に對し食糧の特別配給等の援護方法を講ずること

三 華北勞工協會の代表者を就勞現場に派遣し事情説明並に宣撫に當らしむること

四 勞務管理の劃期的改善を圖ること

イ 不良宿舍設備の徹底的改善

ロ 賃金及給養（衣食寢具身廻品等）の合理的<sup>理</sup>運營方策の確立

ハ 作業管理の改善、休日休暇制度の確立

ニ 福利、厚生施設特に醫療施設の充實

ホ 慰安娛樂の合理的實施

ヘ 集團外出の許容

ト對家郷通信便宜供與

五對家郷送金の合理的運営の實施

六將來華北へ歸還後の技術指導者たるの地位を確保せしむるを條件とし技術修得に希望を持たしむる様配置すること

七勞務管理の刷新強化を期待し得ざる場合は配置轉換を條件とする  
こと

八要すれば華北勞工協會現場註在職員を嚴選の上大東亞省囑託として就勞期間延長に對する勞務管理改善に協力せしむること

九關係各廳は勞需品の供給待遇の改善に付特段の配意を爲すこと

一〇各關係機關に對し對華新政策の根本方針を周知徹底せしめ勞務管理を通し其の目的達成を圖ること

別紙二

大東亞省華工の配置轉換連絡會議に關する件

一會議は左の關係各省擔當官を以て構成し大東亞省華工補導本部の之が庶務に當ること

大東亞省總務局經濟課

渡邊 調査官

内務省警保局外學課

太田 事務官

大藏省外務局總務課

山下 事務官

厚生省勤務局企劃課

川崎 理事官

軍需省管理局勤務第二課

菊地 軍需官

運輸省海運局港政課

岡田 事務官

二 會議は華王使用業者の主管官廳より議案を提出し隨時大東亞省に

於て開催することとする

三 會議の結果に基く要措置事項に就ては各主管官廳<sup>官</sup>以下級官廳又は

該團體に指達すること

四 緊急配置替の要ある場合に在りては各主管官廳に於て處置したる後

連絡會議に報告することを得ること

五 議決は持廻りを以て之を爲すことを得ること

414  
XVII

一 華 人 ( 朝 鮮 人 ) 勞 務 者 の 休 戰 後 の 措 置 に 關 す る 件 拔 萃

125

一〇 仙動第新七七號  
昭和二十年九月七日

鐵山統制會東北支部

鐵山 御中

華人朝鮮人勞務者の休戦後の措置に關する件

陳者標記の件に關し十九年八月二十二日內務省、厚生省係官より關係各統制會に對し左記の通り御指圖有之候間御了知相成度此段及御通知候

A 華人勞務者に關して

1 內務省よりの通達事項

- a (1) 就業を停止させ衣食任に配慮し休養を攝らしめ置くこと
- (2) 傷病者の看護に可及的努力すること
- (3) 死亡者の慰靈祭を執行し遺骨遺品の整理をなさしむる事

(4) 賃金等速やかに清算し各人名義の預金とし其の他契約上不履行のものあらば此の際履行し置くこと

(5) 日華駐在員は一應現状通りとすること

(6) 過般寄贈受けし小麥粉の配給は既完<sup>定</sup>通り實施すること

(7) 八月十五日現在に於て移入以來の衣食任關係賃金給與關係傷病死者の員數並に其の原因刑事事件等の資料を一切調整の上取揃へ置く等萬遺漏なき様措置し置くこと

(8) 各府縣廳に於ては中央の指示ありたる時は直に輸送又は一ヶ所に收容するが如き準備を整へ置くこと

2 休養中と雖も賃金を支拂ふこと但農工の如き軽い仕事なれば當局と打合せの上使役して差支なしとのこと

3 華人營養を考慮し油、肉のの臓物等を配給すると同様に衣服等も特配する様農商省より府縣廳に通達ありたるに付近日山許に連絡あるべきこと

4 作業場及宿舍等適當なる場所あらば移動せしむるも可なること



5 地域的に一括歸支せしむる事を希望せるも其の集合場所及治安  
上困難の模様なること